

無罪判決かちどるうつ

特養あずみの里「業務上過失致死」裁判が7月2日に第19回公判を終え、来年3月の中下旬にも判決予定です。2日には県内外から130名の支援者が結集しました。

第19回公判には日赤看護大名譽教授・川嶋みどり氏が弁護側証人として立ち、本件が刑事事件になることの不当性

を訴え、検察側の論拠を全面否定して無実の鑑定を示しました。

配膳の注意義務違反なし

つての前提として、①多数に配膳（介助含め2名の職員で17名の利用者対応）、②おやつの形態変更は嚥下機能の問

川嶋みどりさん

川嶋氏は第14回公判の検察側証人の「ゼリーの方」が安全との見解を見事に論破しました。生卵で窒息した例なども紹介し、67年間の看護人生で嚥下・摂食にかかる研究を行なってきた実績、最近の知見も含め検察の弁を封じました。そして、特養と病院の違

「ドーナツが危険でゼリーは安全」の見解、根拠なし

「准看護師として通常期待される注意義務の水準に達していたといえる」としました。

題ではない。Kさんは嚥下に問題なく食事を含めて全量摂取していた」と、入所中の全記録を読み解いた川嶋氏は、

いにもふれ、暮らしの場である特養に病院の規範を導入する必要も意味もない、少々のリスクを考慮しつつもその人らしさを保障する重要性を語りました。

介護の未来まもろう

日本の貧困な社会保障が問題になることを避けたかつたのか、弁護側申請の最終証人

(伊藤周平鹿児島大学教授・)
社会保障法は裁判所・検察

によつて却下されました。こ

の期に及んで検察は、注意義務違反発生時をこれまで確認

していた「介助のために着席
した寺一かう」「配善寺一へと

「ナニ」「ナニ」酉田田へ

許さない状況です。介護の未
来まもる裁判、無罪勝ち取る
ために支援の輪を広めてくだ
さい。



裁判後の支援者報告集会

*特養あずみの里裁判概要

かつた（食事形態確認義務違反）とし、乱暴な訴因変更・追加を行ない、裁判所もこれを認めた。

第18回公判では弁護側証人として嚥下・摂食などの専門医・福村直毅医師が立ち、誤嚥と窒息の違いを科学的に説明し本件の窒息可能性は「0%」とした。事件から約5年、何が何でも有罪にしようとする検察側に対し、「介護の未來がかかった裁判」として全日本の仲間が支援している。

新署名 8月末まで20万筆へ

現在、新署名17万9096筆集約。（旧署名とあわせ約38万筆）新署名を8月末まで20万筆達成を！裁判闘争カンパへの協力も合わせてお願いします。